

資料編

資料編

★これまでの福祉に関する主な法律の状況

成立・改正年	法律名
平成9年	介護保険法 児童福祉法（大改正）
平成11年	知的障がい者福祉法（精神薄弱者福祉法から改正）
平成12年	社会福祉法(社会福祉事業法からの改正) 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） 老人福祉法（介護保険法施行による改正）
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成17年	障がい者自立支援法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法） 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(障がい者虐待防止法) 子ども・子育て支援法
平成25年	生活困窮者自立支援法 子どもの貧困対策の推進に関する法律

資料編

用語説明

あ行

- NPO・NPO法人

社会福祉などの公益活動を行う営利を目的としない民間の組織。中でも特定非営利活動促進法に基づき都道府県等から認証を受けたものをNPO法人（特定非営利活動法人）という。

か行

- 関係機関・団体

福祉・教育・就労などに関わる行政機関やNPO法人等の総称

- 協働

地域や社会の課題解決に向け必要な公共サービスを市民全員で支えるために、市民や行政がお互いの特性や能力を生かしながら連携、協力して住みやすいまちづくりに向け取り組んでいくこと。（※室蘭市協働のまちづくり指針における定義）

- コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

さ行

- 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉の推進を目的とした民間の社会福祉法人。市民、企業、団体等も会員となっている。

- 社会福祉法人

社会福祉施設の経営などの社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。

資料編

- **生活困窮者自立支援法**

平成 25 年 12 月に成立し、平成 27 年 4 月から、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための様々な取り組みが行われる。

- **成年後見制度**

知的障がい、精神障がい、認知症等により、自分で金銭管理や財産管理などが出来なくなった人に、家庭裁判所から選任を受けた人が本人の代わりに契約の締結等を行い本人の不利益にならないように保護する制度。

- **事業者等**

福祉サービスを提供している行政や社会福祉法人、NPO 法人、サービス提供事業者のみならず、医療機関や一般企業等を含む室蘭市内で事業を営む組織の総称。

た行

- **地域包括ケア体制**

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住い、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。本計画では、将来的に高齢者に限らず全ての市民を対象とする包括的な仕組みとして機能させることを目指している。

- **地域包括支援センター**

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置することとしている。

- **地域資源**

地域の諸問題を解決するために活用できる人的・物的資源のこと。

資料編

- 地区福祉協議会

市内を12地区に分けて、その地区の福祉委員が所属する組織で、会長・幹事長を置き地域内で支援を要する人の把握と見守りに対する体制づくりを行う。

- 地区民生委員児童委員協議会

市内を12地区に分けて、その地区毎に会長・副会長を置き、民生委員法に基づきその地区の民生委員が地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行っている。また、会長は、室蘭市民生委員児童委員協議会に参加し、毎月、第1木曜日に会長会議を開催して、地域福祉に関わる意見交換や情報交換及び研修会などを実施している。

- 地区連合町会

市内を15地区に分割した各地区内の町会・自治会で構成される組織。相互の連絡調整を図り、親睦を深め、協力して地域の発展と健全な町内会・自治会活動の進展に寄与するため必要な事業を行う。

な行

- 日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

- 認知症

色々な原因で脳の細胞が萎縮や機能しなくなったり、働きが悪くなったりするために様々な障がいが起こり、日常生活等で支障が出ている状態で進行具合によって、症状の違いがある。

- 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分で出来る範囲で支援を行う人のこと。

資料編

は行

・バリアフリー

高齢者、障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差等の障壁除去を指すことが多いが、障がいのある人等の社会参加を困難とさせている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという広い意味でも用いられる。

・避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生する恐れある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

・ひきこもり

「ひきこもり」の意味は時代とともに変化しているが、現在の厚生労働省の定義では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月続けてひきこもっている状態」をいう。（時々は買い物などで外出することもあると言う場合も「ひきこもり」に含めるとしている。）

・福祉委員

室蘭社協が委嘱する地域の状況に精通している民間の協力者（民生委員・児童委員を兼ねている方も多い。）地域における見守りや声かけなどを行い、地域福祉の推進役として支援が必要な方の地域生活を支援する。

・ボランティア・ボランティア団体

個人の意思により社会福祉に関する奉仕活動に参加する人。

若しくは社会福祉に関する特定の目的を達成するために組織化された団体。

資料編

ま行

- ・**民生委員児童委員**

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関する相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

- ・**室蘭市町内会連合会**

市内の各地区連合町会に加入している町内会・自治会等の住民自治組織で構成される組織。

市内町内会・自治会の連絡調整を図り、町内会・自治会活動の推進、会員相互の交流・情報交換、地区連合町会の組織の充実、行政と連携したまちづくりの推進のため必要な事業を行う。

や行

- ・**ユニバーサルデザイン**

高齢者や障害のある人のみならず、可能な限り全ての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。



室蘭市民憲章



わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をとのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

(昭和47年8月1日制定)

室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言

わたくしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。

市民一人ひとりは、すすんで自らの健康を保ち、明るくうるおいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

(平成6年3月31日制定)

発行：平成28年6月

編集：室蘭市保健福祉部高齢福祉課

住所：〒051-8511 北海道室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2872 FAX：0143-25-3330

ホームページ：<http://www.city.muroran.lg.jp>

Eメール：fukushi-soumu@city.muroran.lg.jp



社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会

住所：〒050-0083 北海道室蘭市東町2丁目3-3ハートセンタービル

電話：0143-83-5031 FAX：0143-47-0123

ホームページ：<http://www.muroranshakyo.jp>

Eメール：info@muroranshakyo.jp

